平成２８年国民生活基礎調査世帯票発送準備作業仕様書

＜作業内容＞

　厚生労働省から送付される書類（調査の手引き等）を県内９つの保健所毎（県庁分含む）に仕分けし、発送できる状態にする。

　仕分け内容は別紙「平成28年国民生活基礎調査　調査票等送付枚数一覧」による。

　発送できる状態とは、各保健所毎にワンタッチストッカー等の段ボール箱に箱詰めされている状態をいう。

　仕分け作業を行う際は、100冊（枚）ごとに紙帯等でまとめること。

＜作業期間＞

平成28年３月14日（月）（予定）から平成28年３月25日（金）まで

＜作業場所＞

指定しない。（自社での作業可能。県庁内の会議室等を予約してあるので、県庁内会議室も使用可能。ただし、県庁内会議室を使用する際は、作業可能時間を平日８時３０分から１７時までの間とする。）

＜その他＞

○受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

〇本仕様書に記載されていない事項についても、目的を達成するために必要な

ものについては、受注者の責任において、作業を行うものとする。